

## 警察制度を通じた論点

### 〔現状〕

- 国と地方の役割分担：
 

警察行政機関として、国に国家公安委員会と警察庁を置き、都道府県に都道府県公安委員会と都道府県警察を置いている。国は主に企画立案や調整事務を担い、都道府県は国民に対する法執行事務を担っている。
- 国の関与：
 

国内の治安水準を均一に保つため、他の政策分野に比して国の強い関与がある。具体的には、警察庁長官の指揮監督、地方警務官の任免、国庫支弁金・補助金による財政支援、都道府県警察の組織、定員基準などがある。
- ガバナンス：
 

警察行政には、政治的中立性と民主的運営の確保が特に求められるが、そのための仕組みとして国・地方ともに公安委員会が設置されている。

### 〔道州制導入に係る論点〕

- 現行制度の枠組みをそのまま継承し、単に都道府県警察を道州警察に「合併」するのか。
  - ◆ 広域的な事案への対応等において、より効率的な警察運営が可能になるのではないか。
- 道州導入に伴い、現行の警察制度に変更を加えるのか。
  - ◆ 警察制度も道州制の導入にあわせて、より分権的なあり方を求めるべきではないか。

### 〔道州制の導入に伴い、警察制度をどのように変えるのか〕

#### 1 国と地方の役割分担

- ① 国民に対する法執行事務を、国（テロ、組織犯罪への対処等）・道州（市町村の区域を越える犯罪）・市町村（住民に身近な防犯、補導、駐車違反の取り締まり等）に機能分解するのか。
  - ◆ サイバーテロ等国際的・広域的な捜査を必要とする事案が増えており、国が一元的に執行した方が効率的な事務があるのではないか。
  - ◆ 地域の防犯や交通規制など地域住民のニーズに、より機動的な対応が可能になるのではないか。
  - ◆ 警察各部の有機的な連携や人員の総合的な運用を阻害するのではないか。現実には国や地方がそれぞれ要員やその訓練、装備、留置施設などを確保することは困難ではないか。

- ◆ 具体的な事案において、所管の判別が難しいことや捜査権限の競合により、初動や連携、情報共有などに支障をきたすのではないか。
- ② 国民に対する法執行事務を含め、国が一元的に全ての警察事務を担うか。
- ◆ 将来の人口減少や都市部への人口集中を考慮すると、国に警察機能を集約するほうが効率的ではないか。
  - ◆ 地域住民の意思を反映した民主的運営が困難になるのではないか。
  - ◆ 戦前の政党政治のような警察力の政治利用につながるのではないか。
- ③ テロ、組織犯罪への対処など国が一元的に対応する事案以外は、市町村に警察事務を集約するか。
- ◆ 地域住民のニーズにより迅速に対応することが可能になるのではないか。
  - ◆ かつて存在した市町村自治体警察の問題点（広域対応、財政負担、人事管理等）や、国との連携や情報共有などの課題にどのように対応していくのか。
  - ◆ 市町村の財政力によって、治安維持能力に格差が生じるのではないか。そもそも小規模市町村では、警察事務そのものを担うことが困難ではないか。
- ④ 国民に対する法執行事務は道州警察が担いつつ、市町村にも警察官として権限行使できる職員を配置するか。
- ◆ 道州警察の事務執行を補充するため、市町村が地域のニーズに応じ補充的に一部の事務を処理できるようにしてはどうか。
  - ◆ 産業廃棄物行政などにおいて、警察官の派遣・出向の形ですでに実例があるが、これを拡充すればよいのではないか。
  - ◆ 道州警察との連携、情報共有などの課題に対応する仕組みが要るのではないか。

## 2 国の関与

- ① 警察庁長官の指揮監督権限は見直し、助言・勧告等のより緩やかな関与とすべきではないか。
- ◆ 騒乱や航空機のハイジャックなど国の公安に係る事案については、国の指揮監督を残すとしても、警察教養の内容や通信施設の統一などは、より緩やかな関与でも目的は達成できるのではないか。
  - ◆ 強制捜査の着手時期や国際共助要請への対応など、全国で斉一かつ迅速な対応を求められるものがあり、国のより強い関与（指揮監督）なしでは、国民の生命・身体等の保護が図れないのではないか。
- ② 地方警務官制度は縮小、もしくは廃止すべきではないか。
- ◆ 地方警務官制度は、以下の4つの理由でその必要性が説明されているが、国の指揮監督や公安委員会による監視で代替できないか。

- (1) 各都道府県の利害にとらわれない、国家的視野に立った公正かつ円滑な事務処理の確保
  - (2) 人事管理の適正（人材の水準確保）と警察の機能水準の確保
  - (3) 人事管理の停滞の防止（警察行政の中立性と人事の公平性の確保）
  - (4) （首席監察官の）警察本部長からの相対的独立性の維持
  - ◆ 地方警務官の任免権は国家公安委員会に属し、警察庁長官の指揮監督権とは直接リンクしていないので、その代償（補完）として現行制度を維持する必要があるか。
  - ◆ 現状でも地方警務官の多くは、地方公務員として採用されたものが昇任によって任命されており、その範囲を縮小することができるのではないか。
- ③ 国庫支弁金は見直し、国庫負担金または補助金に切り替えるべきではないか。
- ◆ 通信施設や装備の全国斉一な整備は、国庫負担金や補助金でも確保することは可能であり、道州議会のチェックの及ばない国庫支弁金制度は廃止し、国庫負担金等に切り替えるべきではないか。
  - ◆ 通信施設や装備の整備について、地方に一次的な判断権がある場合、その整備状況にバラつきが出る可能性は大きく、国益や道州を越える事案に全国斉一な対処ができなくなる恐れはないか。
- ④ 定員、階級構成、組織基準は見直し、地方の裁量に委ねるべきではないか。
- ◆ 道州の自主組織権を尊重し、国は一定の標準や指針を示すにとどめ、全国的な見地から特定の道州の定員、組織編制が不適切な場合は、事後的な是正を求めればよいのではないか。
  - ◆ 特定の道州の区域内だけで組織の最適化を図ると、全国的な事案に対する効率的かつ迅速な対応に支障を来す恐れがあり、ナショナルミニマムとして、定員基準などを設ける必要があるのか。
  - ◆ 仮にナショナルミニマムを理由に、現行制度を維持するのであれば、地方交付税による措置ではなく、国庫負担金などを通じ、国が全額財源を保障する仕組みとすべきではないか。

### 3 ガバナンス

- ① 現行の公安委員会制度を前提に、警察行政の中立性の確保を図るべきではないか。
- ◆ 警察については、強力な執行力を有する組織であり、その政治的中立性を確保するために、現行のような合議制の機関の管理下に置くことが望ましいのではないか。
- ② 委員の常勤化など公安委員会の機能強化を検討すべきではないか。
- ◆ 道州制の導入に伴い、次のような事が検討されるべきではないか。
    - (1) 北海道では面積が広大であるため、4つの方面本部とその下にも公

安委員会を置いているが、各道州でも同様の措置が必要か。

- (2) 公安委員会の機能を強化を図るため、委員の常勤化を検討すべきではないか。
- (3) 政令指定都市を含む道府県では、公安委員会の構成に政令市の住民の意思を特別に反映する仕組みを設けているが、同様の制度を継続する必要があるか。

<参考> 末井誠史「道州制下における警察制度に関する論点」、レファレンス 2009年1月号、国立国会図書館。